

第40号議案

文京区奨学資金に関する条例

上記の議案を提出する。

平成29年10月31日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区奨学資金に関する条例

文京区奨学資金に関する条例（昭和四十年三月文京区条例第十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、経済的理由によつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第一百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に進学し、又は修学することが困難な生徒に対し奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

（対象者）

第二条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- 一 区の区域内に居住している保護者と同居していること。
- 二 修学の意欲が旺盛であること。
- 三 経済的理由により進学又は修学が困難であること。
- 四 高等学校等への入学が確定していること。

五 同種の奨学金の給付を他から受けていないこと。

六 保護者が生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者でないこと。

（奨学金の給付額）

第三条 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 国立又は公立の高等学校等に入学予定の生徒 六万円
- 二 私立の高等学校等に入学予定の生徒 十万円

2 奨学金の給付は、一人一回限りとする。

（給付の申請）

第四条 奨学金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

（給付の決定）

第五条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、奨学金の給付の可否を決定する。

（奨学金の交付）

第六条 区長は、前条の規定により奨学金の給付を決定したときは、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）に対し、速やかに奨学金を交付するものとする。

（給付の決定の取消し）

第七条 区長は、奨学生が偽りその他不正の手段により奨学金の給付の決定を受けたとき又は奨学生として適当でない事実があつたときは、その決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（奨学金の返還）

第八条 区長は、前条の規定により奨学金の給付の決定を取り消したときは、奨学生に対し、その返還を命ずることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月以後に高等学校等に入学する者について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区奨学資金に関する条例の規定により貸付けを受けている者に係る奨学金については、なお従前の例による。